会長 担当理事 会計

埼医業Ⅰ第１９３９号
令和２年１２月４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

感染リスクの高い集団におけるＰＣＲ等の検査対象の拡大について

標記のことについて、１１月２７日付け感対第６５３－４号にて埼玉県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼玉八潮医師会 収受 2.12.-4 第1061号

感対第６５３－４号
令和２年１１月２７日

埼玉県医師会
会　長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長

感染リスクの高い集団におけるＰＣＲ等の検査対象の拡大について（通知）

このことにつきまして、１１月２７日付感対第６５１号及び６５２号で保健所長あて通知していますので、御対応及び関係機関への周知につきまして、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

担当　感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
０４８－８３０－３５５７
a3510-17@pref.saitama.lg.jp

別紙

新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針

（令和２年７月２８日）

１　目的

集団において、関連性が明らかでない複数の患者が発生するなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ感染リスクが高いと判断される集団や組織等に属する者は新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に含まれるものとし、検査の対象とする。

２　検査の対象とする集団

複数名の感染者、濃厚接触者又は有症状者がおり、かつ、接触を生じやすいなど集団感染の可能性を疑わせる集団であって、

（１）重症化リスクが高い者が多い集団（高齢者、基礎疾患等）

（２）感染拡大リスクや社会的影響が大きい集団では、下表に掲げる若しくは準ずる範囲を対象として検査を実施

なお「複数名」には接触確認アプリを通じて連絡があり把握した濃厚接触者、有症状者を含む。また、アプリを通じて連絡があった時に無症状者でも、その後発症する場合や、その者のほかに「複数名の感染者、濃厚接触者又は有症状者がおり」検査対象となる場合があることに注意する。

集団（施設）	対象範囲の例
医療機関（病院）	感染者と同じ病棟に属する職員・入院患者
高齢者施設	施設全体に属する職員・入所者
保育園・幼稚園	施設全体に属する職員・園児
小・中・高等学校	感染者と同じ学級（又はフロア）及びクラブに属する職員・生徒
会社組織（職場）	感染者と同じ部署（フロア）に属する職員・利用者
学習塾・音楽塾・クラブチーム	感染者と同じクラス（チーム）に属する職員・生徒
スポーツジム	感染者と同じ時間帯にジム室（共用部を含む）にいた職員・利用者
居酒屋・カラオケ	感染者と同じ時間帯に店舗内に居た従業員・利用者
接待を伴う飲食店等	感染の発生した飲食店等と同じビル又は地域（繁華街）に属する飲食店等の従業員・利用者

※　共通　感染者と同じ休憩室や食堂を利用する者

３　健康観察

上記２の検査の対象とする集団に属する者のうち濃厚接触者に当たらない者は、検査結果が陰性の場合、原則として１４日間の健康観察の対象としない。

４　留意事項

集団感染の可能性がある場合には、接触の程度に応じてリスク分析を行い、系統的・計画的に検査を進める。

また、感染しても初期の潜伏期間内では陽性と判定されない場合があること、一定数の偽陰性・偽陽性がありうることに留意する。

写

感対第１００号
令和２年７月２８日

各保健所長　様

埼玉県保健医療部長

感染リスクの高い集団におけるＰＣＲ等の検査対象の拡大について（通知）

これまで無症状の方の公費負担でのＰＣＲ等の検査については、原則として濃厚接触者に限って実施してきたところですが、令和２年７月１５日付厚生労働省新型コロナウィルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係るQ&Aについて」が発出されました。

これによると、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者も行政検査の対象者に該当するとされています。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」を定めましたので、当該指針に基づき無症状の方に対するＰＣＲ等検査を適切に実施していただくようお願いします。

担当　感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
０４８－８３０－３５５７
a3510-17@pref.saitama.lg.jp

写

感対第１０１号
令和２年７月２８日

さいたま市　地域医療課長
さいたま市疾病予防対策課長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長
様

埼玉県保健医療部長

感染リスクの高い集団におけるＰＣＲ等の検査対象の拡大について（通知）

これまで無症状の方の公費負担でのＰＣＲ等の検査については、原則として濃厚接触者に限って実施してきたところですが、令和２年７月１５日付厚生労働省新型コロナウィルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係るQ&Aについて」が発出されました。

これによると、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者も行政検査の対象者に該当するとされています。

つきましては、県では別紙「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」を定めましたので、当該指針を参考に無症状の方に対するＰＣＲ等検査を適切に実施していただくようお願いします。

担当　感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
０４８－８３０－３５５７
a3510-17@pref.saitama.lg.jp

写

感対第６５１号
令和２年１１月２７日

各保健所長　様

埼玉県保健医療部長

「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」に基づくＰＣＲ等の検査の実施について（通知）

本年７月に、「感染リスクの高い集団における PCR 等の検査対象の拡大について」（感対 100 号令和２年７月 28 日）において通知したとおり、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者も行政検査の対象者に該当するとし、「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」（令和２年７月 28 日）をお示ししたところです。

このところ、高齢者施設や学校等において新型コロナウイルス感染症の集団感染が多数発生していている状況です。この状況を鑑み、こうした施設や学校等での感染拡大を防止するため、本年７月に通知した上記指針に基づき、検査対象を拡大して実施していただくよう、改めてお願いします。

担当　感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
０４８－８３０－３５５７
a3510-17@pref.saitama.lg.jp

写

感対第６５２号
令和２年１１月２７日

さいたま市　　地域医療課長
さいたま市疾病予防対策課長
川越市保健所長
川口市保健所長
越谷市保健所長
様

埼玉県保健医療部長

「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」に基づくＰＣＲ等の検査の実施について（通知）

本年７月に、「感染リスクの高い集団における PCR 等の検査対象の拡大について」（感対 101 号令和２年７月 28 日）において通知したとおり、関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者も行政検査の対象者に該当するとし、「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われる者に対する検査に関する指針」（令和２年７月 28 日）をお示ししたところです。

このところ、高齢者施設や学校等において新型コロナウイルス感染症の集団感染が多数発生していている状況です。この状況を鑑み、こうした施設や学校等での感染拡大を防止するため、本年７月に通知した上記指針に基づき、検査対象を拡大して実施していただくよう、改めてお願いします。

担当　感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
０４８－８３０－３５５７
a3510-17@pref.saitama.lg.jp

事　務　連　絡
令和２年７月15日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するＱ＆Ａについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査全般について、下記の通りＱ＆Ａ作成しておりますので、その内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしくお願いします。

なお、保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するＱ＆Ａ

令和２年７月 15 日時点

１　新型コロナウイルス感染症の検査に関して、感染症法に基づく行政検査の対象者として、どのような者が考えられるか。

（答）

○　新型コロナウイルス感染症にかかる「行政検査」の対象者としては、感染症法第 15 条第１項・第３項第１号より、

①新型コロナウイルス感染症の患者

②当該感染症の無症状病原体保有者

③当該感染症の疑似症患者

④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

となっております。

○　上記①～③の具体的な基準としては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第１項及び第 14 条第２項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和２年５月 13 日付け健感発 0513 第４号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）別紙の第７において、それぞれをお示ししております。

○　上記④については、例えば、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学実施要領」（令和２年５月 29 日版。国立感染症研究所感染症疫学センター）に示されている「濃厚接触者」が該当することをお示ししていますが、必ずしもこれに限られず、以下のような者についても④に該当すると考えられます。

○　特定の地域や集団、組織等において、

・関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、

・濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある

と認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

○　なお、上記の「地域や集団、組織等に属する者」に対する行政検査については、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行うのであり、検査対象者は濃厚接触者として取り扱うことはしないこと（14 日間の健康観察の対象としない）としております。ただし、検査後２週間以内に健康状態が悪化したときは速やかに報告するよう求めるとともに、報告があったときは、速やか

に再検査を行うこと、当該検査は陰性を証明するものではないこと等を対象者に説明することにご留意ください。

○　また、④に対する行政検査の実施方法としては、
・直接保健所内において実施する場合や、
・保健所が直接行政検査を行うこととした上で、当該者に対するPCR検査等を行うためだけに委託した医療機関等において検査を行う場合
なども考えられます。
　この場合、当該医療機関等の医師（※）は「新型コロナウイルス感染症を疑う」等の判断はせず、保健所等の委託を受けた検査を行うため、当該検査につき保険適用がされるわけではありません。
（※）保険医療機関の医師として検査等を行うのではない。

【参考】「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学実施要領」（令和２年５月29日版。国立感染症研究所感染症疫学センター）
https://www.mhlw.go.jp/content/000635400.pdf

２　無症状の濃厚接触者等に対しても行政検査を行うこととしているが、当該検査につき保険適用されるのか、また、当該検査を行った医師は感染症法に基づく医師の届出を行う必要があるのか。

（答）
○　新型コロナウイルスに係るＰＣＲ検査や抗原検査は、患者に対して行う手術等の内容や周囲の感染状況を踏まえ、医師が患者の診療の為に必要と判断して行った場合は、症状の有無にかかわらず保険適用となります。なお、保険請求に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、医師が個々の患者について検査が必要と判断した医学的根拠を記載していただくこととしております。
○　また、ＰＣＲ検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただくこととしています。
○　さらに、当該検査を行った医師の判断として、届出通知別紙の第７で示された疑似症患者に該当する場合については、届出が必要となります。
○　なお、保健所が濃厚接触者といった新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対して直接行政検査を行うこととした上（※１）で、当該者に対するPCR検査等を行うためだけに委託した医療

機関等に案内し、そこで検査を行う場合なども考えられます。この場合、当該医療機関等の医師（※２）は「新型コロナウイルス感染症を疑う」等の判断はせず、保健所等の委託を受けた検査を行うため、当該検査につき保険適用がされるわけではありません。

（※１）新型コロナウイルス感染症に係る検査が保険適用される以前に行われていた行政検査。

（※２）保険医療機関の医師として検査等を行うのではない。

３　簡易抗原検査も含め、保険適用されている新型コロナウイルス感染症に係る検査は、医師の判断により行われるものであれば、行政検査としての契約をしていなくてもよいか。また、委託契約を結んでいない医療機関でＰＣＲ検査や抗原検査を行った場合、事後的にでも必ず委託契約を結ぶ必要があるのか。

（答）

○　医療機関においてＰＣＲ検査や抗原検査を実施する場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「行政検査通知」という。）において、

・「医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めない」こと

・「委託契約の効果は遡及させることができることから、契約手続きに時間を要する場合などには、契約が締結されれば契約締結前に実施された検査についても契約に基づく補助の対象になることを都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査（PCR 検査及び抗原検査）を実施する」ことが可能であること

等をお示ししています。

○　このため、医療機関において、ＰＣＲ検査や抗原検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関との間の委託契約（集合契約としてなされるものを含む。）を締結していただき、患者に対して自己負担を求めることなく、当該部分については、公費負担として処理されるものと認識しています。

○　なお、前述のとおり、契約締結を待たずに行政検査を実施することも可能であることから、既に検査を実施している場合であっても、その後、都道府県等は、当該医療機関に感染防御ができていること等の必要事項を伝えた上で、速

やかに契約を締結していただき、公費負担により処置するものと考えています。

【参考】「帰国者・接触者外来を設置している医療機関等」の具体例
「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」（令和２年５月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000628699.pdf

4　感染症法第 12 条に基づく医師の届出は、行政検査（委託契約を結んでいる医療機関で行った場合も含む。）として行ったもの以外であっても必要か。

（答）

○　行政検査かどうかに関わらず、検査を必要と判断した医師が、当該検査対象者について、届出通知別紙の第７で示された疑似症患者に該当する場合については、届出が必要となります。また、行政検査かどうかに関わらず、新型コロナウイルス感染症もしくは疑似症と診断された場合は、医師の届出が必要です。

5　PCR 検査・抗原検査に係る自己負担に相当する金額について、公費負担者が社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に審査及び支払事務を委託している場合において、審査支払機関から送付されてきた診療報酬明細書又は連名簿等を確認した結果、不備等の理由で医療機関へ診療報酬明細書を返送したいときには、どのような手続きをとるのか。

（答）

○　審査支払機関では、医療保険者及び公費負担者と医療機関との診療報酬の調整は、原則、診療報酬明細書を用いた調整（以下「過誤調整」という。）を行っています。

○　そのため、「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和２年健感発０３２５第２号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。）の別添１・別紙及び別添２・別紙の覚書、記の５に「診療報酬明細書をその不備その他の理由により医療機関に返送しなければならないときは、乙（審査支払機関）が当該医療機関に直接送付するものとする。」とし、以下の

手順で過誤調整を行うこととしているところです。

① 公費負担者は診療報酬明細書、連名簿等をもって審査支払機関に過誤調整の申し出を行う。※

② ①の申し出を受けた審査支払機関は、過誤調整の対象となる診療報酬明細書を医療保険者が所有している場合、当該医療保険者に対し、診療報酬明細書の取り寄せ依頼を行う。

③ ②の依頼を受けた医療保険者は、審査支払機関へ診療報酬明細書を返送する。

④ 返送された診療報酬明細書をもとに、審査支払機関において医療保険者、公費負担者及び医療機関との間で過誤調整を行う。診療報酬明細書については、医療機関に返送する手続きを行う。

○ なお、上記①～④までを処理するにあたって相応の時間がかかること、また、公費負担者から申し出を行っていただく時点において、審査支払機関の業務処理サイクルは、翌月以降の処理月となっていることから、過誤調整については、翌月以降の請求額から調整することとなります。

※ 過誤調整の申請方法は審査支払機関ごとに異なるため、詳細については各都道府県の審査支払機関に照会すること。

6 医療機関において、ＰＣＲ検査や抗原検査を行政検査として行った場合、HER-SYS を活用して検査結果を所管の都道府県等に報告しなければならないか。

（答）

○ 医療機関においてＰＣＲ検査や抗原検査を行政検査として実施した場合（行政検査の委託契約を遡って締結した場合も含む。）、当該医療機関は、検査の結果を問わず、速やかに、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行う必要があります。

【参考】「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（抄）

（３）具体的な事務の概要

① 事務の流れ

○ 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、感染症指定医療機関等が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に

入力することにより行うこと。

（別添１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書（案）（抄）

第三条　乙は、PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、感染症指定医療機関等が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行うこと。

（以上）